発議第 2 号

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和5年12月14日

提出者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制 定することをめざしている。

日本のカロリー自給率 38%は先進国の中でも最低となっている。穀物自給率 28%は世界 185 カ国の中で 129 位である。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとしてきた目標を達成したことは一度もない。

現行基本法は「基本計画」で、「食料自給率目標」を設定したものの、閣議決定にしたために法的拘束力がなく目標は事実上、棚上げにされてきた。

政府の「新基本法」の検討では食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。

今、世界的な食料危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねない。

よって「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制として、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

北海道二海郡八雲町議会議長 千 葉 隆

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣